

# 肝炎ウイルス検診 説明書

【この説明書をよくお読みのうえ、検診をお受けください】

※越谷市の肝炎ウイルス検診は、年度1回限りの検診です。

今年度4月以降にすでに肝炎ウイルス検診を受診された方は対象外です。

2回目以降の受診は全額自己負担となります。

※結果については、受診した医療機関で説明を受けてください。(結果は送付されません)

## ウイルス性肝炎とは？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して、肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染症者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大級の感染症とも言われています。

## 肝炎ウイルス検診とは？

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかを血液検査で調べます。肝炎ウイルスに感染して肝炎になっても、初期は自覚症状がほとんどないため、「体がだるい」と気付くころには、かなり重症になっています。まずは、肝炎ウイルス検査を受け、感染の有無を調べる事が重要です。また、感染していた場合でも適切な健康管理と治療は、肝炎から肝硬変や肝がんへの進行を予防するうえで重要です。

早めに検診を受けましょう。

## 肝炎ウイルス検診の結果、陽性の場合？

○結果が陽性だった場合は、専門医療機関を受診し、精密検査が必要となります。  
精密検査は保険診療となりますので、受診の際は、検診結果と保険証をご持参ください。

○越谷市では、陽性と判断された方に、「私の肝臓健康手帳」を送付します。また、「フォローアップ事業」を実施し、早期受診の勧奨、受診状況の確認を年1回程度しております。  
(陽性と判断された方でフォローアップ事業に同意された方に実施)

○さらに埼玉県では、陽性と判断された方を早期に治療に繋げ、重症化予防を図ることを目的に、「埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」を実施しております。

埼玉県が指定した医療機関（日本肝臓学会肝臓専門医、もしくは埼玉県肝炎医療研修会受講修了医が所属する医療機関）において精密検査を受けた際の初回分医療費の自己負担額を助成(償還払い)いたします。(1回)

詳しくは、越谷市保健所(973-7531)へお問合せください。  
また、下記の埼玉県ホームページから詳細をご確認いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kanentaisaku/kanen-kensajyosei.html>



## 【埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業 の 初回精密検査費用助成】

## ※埼玉県の初回精密検査費用の助成対象となる方

- ・1年以内に県内保健所や越谷市が実施した肝炎ウイルス検診において、陽性と判断され、「フォローアップ事業」に同意された方

## ※対象となる検査内容(保険適用外の検査は対象とならない)

- ・初診料(再診料)      ・血液検査      ・超音波検査



## ※初回精密検査費用の請求に必要な書類

- ・(1)に(2)～(6)の書類を添付して越谷市保健所に提出する
  - (1) 肝炎検査費用請求書(埼玉県ホームページからダウンロードできます。表面参照)
  - (2) 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書および診療明細書
  - (3) 検査結果通知(県内保健所または越谷市が実施した肝炎ウイルス検診の結果)(コピー可)
- #1
- (4) フォローアップ事業参加同意書(検診結果が陽性の方に配布)(コピー可)
  - (5) 住民票(マイナンバー記載なし、申請日以前3カ月以内の発行)
  - (6) 振込み先金融機関の口座がわかるもの(預金通帳のコピー等)

#1 検査結果は、検査後1年以内のものであること

## ※申請場所

- ・越谷市保健所 保健総務課 感染症・疾病対策

〒343-0023 越谷市東越谷10-31

☎048-973-7531

## 肝炎ウイルス Q&amp;A

## ◆感染経路は？

- ・肝炎ウイルスが含まれている血液の輸血を行った場合、肝炎ウイルスに感染している人が使用した注射器や器具(ピアスの穴あけ、入れ墨等)の共用など感染した血液を介して感染します。

また、B型肝炎ウイルスには以下の感染経路も考えられます。

- ・B型肝炎ウイルスに感染している人との性交渉
- ・B型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子どもに対して適切な予防措置を行わなかった場合(母子感染)
- ・過去の集団予防接種の際に注射器の連続使用が行われた場合

※B型肝炎、C型肝炎は、くしゃみ、咳、抱擁、食べ物、飲み物、食器やコップの共用、日常の接触では感染しません。

## 【問合せ】

越谷市市民健康課(越谷市保健センター)

〒343-0023 越谷市東越谷10-31

☎048-960-1100